



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

- 規則
- *6 老人福祉法第28条の規定に基づく負担金徴収規則を廃止する規則 (長寿社会推進課)
- 人事委員会規則
- *3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
- 296 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 297 生活保護法による医療機関の指定(")
- 298 平成20年度における和歌山県介護支援専門員研修業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (長寿社会推進課)
- 299 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 300 貸金業の登録の取消し (商工観光労働総務課)
- 301 " (")
- 302 小田井土地改良区の定款変更の認可 (農村計画課)
- 303 川辺町周辺土地改良区の定款附属書役員選挙規程変更の認可 (")
- 304 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)
- 305 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 海区漁業調整委員会告示
- 2 公聴会の開催
- 公告
- 入札公告 (管財課)
- " (")
- " (")
- " (長寿社会推進課)
- 争議行為を行う旨の通知 (労働企画課)
- " (")
- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)

規 則

和歌山県規則第6号

老人福祉法第28条の規定に基づく負担金徴収規則を廃止する規則を次のように定める。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

老人福祉法第28条の規定に基づく負担金徴収規則を

廃止する規則

老人福祉法第28条の規定に基づく負担金徴収規則(昭和50年和歌山県規則第75号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第3号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月11日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次項、次条及び第10条において」を「以下」に改める。

第8条の7中「第8条の3から前条まで」を「第8条の3、第8条の5及び前条」に、「第8条の3第5項第1号」を「第8条の3第6項第1号」に、「第8条の3第5項第2号」を「第8条の3第6項第2号」に改める。

第14条第1項第14号中「達するまでの子」の次に「(障害を有する場合にあっては、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の全課程を修了するまでの子)」を加える。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第296号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
橋葉 4-6	ミユキ堂薬局	橋本市御幸辻553-3	平成 19.12.31

和歌山県告示第297号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
橋葉39-19	ミユキ堂薬局	橋本市御幸辻553-3	平成20.1.1

和歌山県告示第298号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度における和歌山県介護支援専門員研修業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称
和歌山県介護支援専門員研修業務委託
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項
この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年3月11日(火)現在において、次の要件を満たしている法人とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
 - (4) 国税及び県税を滞納していない者であること。
 - (5) 和歌山県内に本社、本店、支店又は営業所を有する者であること。
 - (6) 過去2年間において国又は地方公共団体から高齢者福祉又は介護保険分野における研修業務を受託した実績を有すること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 使用印鑑届
 - エ 誓約書
 - オ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - カ 印鑑証明書
 - キ 発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

- ク 直近2年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又はこれに類する計算書等)
- ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
- (2) (1)のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年3月11日(火)から平成20年3月17日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年3月11日(火)から平成20年3月17日(月)までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会推進課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間
 - (1) 3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年3月11日(火)から平成20年3月17日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、競争入札による契約が見込まれるときは、入札の参加を希望する者は、随時に入札参加資格の申請をすることができる。この場合において、速やかに資格審査を終了することができない恐れがあると認められるときは、あらかじめその旨を申請者に通知するものとする。
- 5 資格審査申請書類の配布及び受付の場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会推進課
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2519
ファクシミリ番号 073-441-2523
- 6 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月19日(水)までに通知する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
 - (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1)の説明は、平成20年3月27日(木)までに書面により求めるものとする。
 - (3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。
 - (4) 説明要求に対する回答については、平成20年4月2日

(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5)(2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

8 その他

一般競争入札を行う場合は、和歌山県報又は和歌山県のホームページに掲載することにより公告する。

和歌山県告示第299号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010100547	琴の浦福祉工場	和歌山市毛見1437	就労継続支援A型	身体障害者(肢体不自由)	社会福祉法人 琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451	平成20.4.1	平成26.3.31

和歌山県告示第300号

貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の5第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号又は名称 センター信販
- 2 氏名 中谷文則
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町455番地の2 メゾンドベル205号
- 4 登録番号 和歌山県知事(N1)第01428号
- 5 登録年月日 平成19年2月7日
- 6 行政処分年月日 平成20年3月3日
- 7 行政処分内容 登録の取消し
- 8 行政処分の理由 貸金業法第24条の6の5第1項第1号に該当するため

和歌山県告示第302号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、小田井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第303号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、川辺町周辺土地改良区の定款附属書役員選挙規程の変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第301号

貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の5第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号又は名称 マネープランエール
- 2 氏名 申鐘国
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市杭ノ瀬108番地
- 4 登録番号 和歌山県知事(N2)第01388号
- 5 登録年月日 平成19年5月24日
- 6 行政処分年月日 平成20年3月3日
- 7 行政処分内容 登録の取消し
- 8 行政処分の理由 貸金業法第24条の6の5第1項第1号に該当するため

和歌山県告示第304号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
串本小型定置	串本漁業協同組合の串本地先	小型定置漁業(昭和58年和歌山県告示第701号において設定された漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業のうち串本漁業協同組合の串本地先に係る小型定置漁業)

和歌山県告示第305号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2977	岩出市金池字 枇杷野402番1 1の一部、406 番1の一部	岩出市西安上 310番地の27 株式会社アベ ックス 代表取締役 小西勉	平成 20.2.28	6.00	77.12

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁場計画は、平成20年3月11日から3月18日まで当委員会事務局、県資源管理課及び関係振興局産業総務課に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成20年3月11日

和歌山海区漁業調整委員会会長 吉原富一

- 日時及び場所
(日高郡みなべ町以北関係分)
平成20年3月18日(火)午後2時から
和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 4階大会議室
(田辺市以東関係分)
平成20年3月19日(水)午後1時から
東牟婁郡串本町串本1557-20
水産試験場 2階大会議室
- 案件
和歌山海区における定置漁業及び区画漁業の漁場計画について
- 口述等に関する問い合わせ先
郵便番号 640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内
和歌山海区漁業調整委員会事務局
電話番号(073)432-4111 内線番号 3015

公 告

入 札 公 告

和歌山県庁構内樹木管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 一般競争入札に付する事項
(1) 業務年度及び業務番号
平成20年度 管委 第4号
(2) 業務名
和歌山県庁構内樹木管理業務
(3) 業務の内容
構内樹木管理業務仕様書のとおり。
- 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 平成17年和歌山県告示第1591号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等)、平成17年和歌山県告示第1592号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)又は平成18年和歌山県告示第1483号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等)により入札参加資格の申請を行い、造園工事に係る競争入札の資格を有する者
(2) 和歌山市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者
(3) 4で交付する仕様書に定める和歌山県庁構内樹木管理業務と同種同規模の樹木管理業務の実績を有する者
- 契約条項を示す場所及び期間
(1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局管財課
(2) 期間
平成20年3月11日(火)から平成20年3月17日(月)までの和歌山県の休日を守る条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 入札説明書等を交付する場所及び期間等
(1) 場所
3の(1)と同じ。
(2) 期間
3の(2)と同じ。
(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先
和歌山県総務部総務管理局管財課
電話番号 073-441-2213(直通)
ファクシミリ番号 073-441-2248
- 入札説明会の場所及び日時
(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館5階 多目的会議室

(2) 日時

平成20年3月17日(月)午後1時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館5階 多目的会議室

イ 入札日時

平成20年3月26日(水)午前10時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、2の

(1) の資格を有することを証する書面の写し及び2の(3)に掲げる実績を証する契約書等の写しを持参すること。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入

札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な申込みした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) 一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2213

(2) この一般競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

和歌山県公館構内及び知事公舎樹木・芝管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第

167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務年度及び業務番号

平成20年度 管委 第12号

(2) 業務名

和歌山県公館構内及び知事公舎樹木・芝管理業務

(3) 業務の内容

和歌山県公館構内及び知事公舎樹木・芝管理業務仕様書のとおり。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成17年和歌山県告示第1591号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等)、平成17年和歌山県告示第1592号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)又は平成18年和歌山県告示第1483号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等)により入札参加資格の申請を行い、造園工事に係る競争入札の資格を有する者

(2) 和歌山市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者

(3) 4で交付する仕様書に定める和歌山県公館構内及び知事公舎樹木・芝管理業務と同種同規模で、かつ、松を含む庭園管理業務の実績を有する者

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

平成20年3月11日(火)から平成20年3月17日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県総務部総務管理局管財課

電話番号 073-441-2213(直通)

ファクシミリ番号 073-441-2248

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館5階 多目的会議室

(2) 日時

平成20年3月17日(月)午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館5階 多目的会議室

イ 入札日時

平成20年3月26日(水)午後2時00分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、2の(1)の資格を有することを証する書面の写し及び2の(3)に掲げる実績を証する契約書等の写しを持参すること。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な申込みした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) 一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ア 名称
和歌山県総務部総務管理局管財課
 - イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2213
- (2) この一般競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

和歌山県庁舎電話交換機保守及び常駐対応業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務年度及び業務番号
平成20年度 管委 第13号
- (2) 業務名
和歌山県庁舎電話交換機保守及び常駐対応業務
- (3) 業務の内容
和歌山県庁舎電話交換機保守及び常駐対応業務仕様書のとおり。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成17年和歌山県告示第1591号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等)、平成17年和歌山県告示第1592号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)又は平成18年和歌山県告示第1483号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等)により入札参加資格の申請を行い、電気通信工事に係る競争入札の資格を有する者
- (2) 和歌山市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者
- (3) 4で交付する和歌山県庁舎電話交換機保守及び常駐対応業務仕様書に定める電話交換設備と同種同規模の設備の保守実績を有する者

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局管財課
- (2) 期間
平成20年3月11日(火)から平成20年3月18日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

- (1) 場所
3の(1)に同じ。
- (2) 期間
3の(2)に同じ。
- (3) 入札説明書等に関する問い合わせ先
和歌山県総務部総務管理局管財課

電話番号 073-441-2213(直通)

ファクシミリ番号 073-441-2248

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館5階 多目的会議室

(2) 日時

平成20年3月18日(火) 午前10時30分から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館5階 多目的会議室

イ 入札日時

平成20年3月27日(木) 午前10時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、2の(1)の資格を有することを証する書面の写し及び2の(3)に掲げる実績を証する契約書等の写しを持参すること。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自

治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な申込みした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) 一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2213

(2) この一般競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度における和歌山県介護支援専門員研修業務委託について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 業務の名称

和歌山県介護支援専門員研修業務

ア 和歌山県介護支援専門員更新研修（実務経験者）

イ 和歌山県介護支援専門員更新研修（実務未経験者）

ウ 和歌山県介護支援専門員専門研修

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 契約期間

平成20年4月4日（金）から平成21年3月31日（火）まで

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第298号に規定する和歌山県介護支援専門員研修業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会推進課
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

平成20年3月11日（火）から平成20年3月17日（月）までの和歌山県の休日を含める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

3の(2)と同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会推進課

電話番号 073-441-2519

ファクシミリ番号 073-441-2523

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 5階504号室

(2) 日時

1の(2)に掲げる業務ごとに、それぞれ次のとおり行う。

ア 1の(2)のアに掲げる業務 平成20年3月21日（金）
午前11時

イ 1の(2)のイに掲げる業務 平成20年3月21日（金）
午後1時30分

ウ 1の(2)のウに掲げる業務 平成20年3月21日（金）
午後3時

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)と同じ。

イ 入札日時

平成20年4月3日（木）午後1時30分から1の(2)に掲げる業務ごとに1の(2)のアからウまで順次行う。

ウ 開札場所

アと同じ。

エ 開札日時

イと同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

(1) 6の場所及び日時に入札書を持参することとし、郵送、電報又はファクシミリによる入札は認めない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額

の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加者の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に該当する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会推進課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会推進課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会推進課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2519(直通)

ファクシミリ番号 073-441-2523

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成20年2月26日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成20年3月13日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山労災病院、済生会有田病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌浦病院、潮岬病院、和歌山県赤十字血液センター、田辺血液センター、和歌山生協病院、和歌山生協病院附属診療所、生協こども診療所、中之島診療所、生協芦原診療所、河西診療所、おおみや診療所、生協病院在宅総合ケアセンター、訪問看護ステーション生協みなみ及び和歌山県民総合健診センターの和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成20年2月29日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成20年3月13日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	西牟婁郡白浜町堅田字櫛ヶ峯2399-807内一部、2399-536内一部、2399-373内一部、2399-3内一部
許可を受けた者の住所及び氏名	大阪市中央区道修町一丁目2番2号 株式会社 ラサンテインターナショナル 代表取締役 山野一義